

7. 居住誘導区域外の考え方

立地適正化計画で定める居住誘導区域については、区域外における居住を制限したり、区域内への移転を強制するものではなく、新たに転入する人々を中心に、整備基盤が行われた良好な住宅地への居住を緩やかに誘導することを目的としています。

このため都市計画区域外を含む居住誘導区域外においても、豊かな自然環境やゆとりある敷地条件等を活かした良好な住環境の保全が必要であり、健全なコミュニティの維持に向けた取組を進める必要があります。

居住誘導区域外に暮らす住民が安心して暮らし続けられるよう、以下の取組を実施するものとします。

(1) 土地利用等の変化に応じた居住誘導区域の見直し

土地利用の変化や公共交通利便性の変化を踏まえ、今後生活利便性が高くなる見通しのある地域に関しては、適宜居住誘導区域への編入を検討します。

また、居住誘導区域から除外している災害危険性の高い区域に関しても、今後の防災施設の整備等により危険区域の見直し等が行われる場合には、適宜居住誘導区域への編入を検討します。

(2) 災害危険区域における産業系土地利用の利活用

災害危険区域に指定され、産業系土地利用を優先する工業系用途や港湾部等に関しては、周辺住民の雇用の場を確保するため、既存の工場を集積するとともに新たな企業誘致を図ります。

(3) 公共交通やコミュニティ施設の維持

居住誘導区域外においても一定の公共交通サービスが維持されるよう、地域のニーズに対応したコミュニティバスやまちなか循環バスの運行により、公共交通不便地区の解消、利用者の利便性向上を図ります。

自治会やコミュニティ組織等のまちづくり活動を支援するほか、地域が管理運営するコミュニティセンターの運営に対する支援を行います。

(4) 集落地におけるコミュニティの維持

居住誘導区域外の農村集落地では、農地や自然地の減少につながるような無秩序な市街化を抑制しつつ、農業の新たな担い手の確保や遊休農地の解消に取り組めます。

(5) 都市計画区域外における良好な住環境の保全

都市計画区域外の豊間根地区については、各種都市機能や居住機能が集積していることから、日常生活機能の維持を図ります。